佐賀県告示第351号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等を変更する旨の届出があった。

令和3年9月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称		所在地		変更年月日
旧	在宅リハビリ訪	佐?	賀市高木瀬東三丁目 13番	令和3年1月1日
	問看護ステーシ	10	号	
	ョンTOMO佐			
	賀			
新	訪問看護ステー			
	ションTOMO			
	佐賀			
杵藤訪問看護リハビ		旧	杵島郡白石町深浦 126-	令和3年3月1日
リステーションふみ			1	
		新	杵島郡白石町大字戸ケ	
			里 1831-12	